

平成 28 年度 志摩市地域防災計画改訂業務委託 仕様書

第 1 章 総則

（業務の目的）

第 1 条 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の発生を受け、平成 25 年 6 月に改正災害対策基本法が施行され、同年 12 月には南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が施行され、それまでの防災・減災対策を大きく見直す必要が生じてきた。「志摩市地域防災計画改訂業務委託」（以下「本業務」という。）は、各種法令や国が定める防災基本計画及び三重県地域防災計画など上位計画との整合性を図り、市民・地域・行政による防災対応力の向上を念頭に、より実効性のある志摩市地域防災計画の改訂を行うことを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本仕様書は、志摩市（以下「発注者」という。）が実施する本業務に適用するものであり、請負者（以下「受注者」という。）が本業務を実施するにあたり必要な基本的事項を定めたものである。

ただし、公募型プロポーザルにより本業務の受託候補者が決定し、請負契約を締結する場合は、受託候補者の企画提案内容等により本仕様書の一部を変更する場合がある。

（履行期間）

第 3 条 本業務の履行期間は、契約締結の日から平成 29 年 3 月 25 日までとする。

（準拠する法令等）

第 4 条 本業務の実施にあたり、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて実施するものとする。

- （ 1 ）災害対策基本法（昭和36年法律第233号）
- （ 2 ）災害救助法（昭和22年法律第118号）
- （ 3 ）大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
- （ 4 ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）
- （ 5 ）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- （ 6 ）水防法（昭和24年法律第193号）
- （ 7 ）防災基本計画（中央防災会議）
- （ 8 ）三重県地域防災計画及び防災関連計画
- （ 9 ）志摩市地域防災計画及び防災関連条例、規則、計画等
- （ 10 ）第 2 次志摩市総合計画【前期基本計画】
- （ 11 ）その他関係法令、条例、規則、規程、ガイドライン、マニュアル等

（業務場所）

第 5 条 本業務の業務場所は、志摩市地内とする。

(業務計画)

第6条 受注者は、本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。
また、業務計画書等を変更する場合も同様とする。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者・照査技術者選任通知書
- (3) 業務計画書及び工程表

(管理技術者・照査技術者の選任)

第7条 受注者は、本業務実施にあたり、志摩市地域防災計画改訂業務委託 公募型プロポーザル募集要項で示した要件を満たした管理技術者・照査技術者を選任するものとする。

(打合せ協議)

第8条 受注者は、業務の円滑な遂行を図るため、業務の主要な区切りにおいて打合せ協議(4回を予定)を行うものとし、その都度記録し相互に確認するものとする。

なお、打ち合わせ協議は、原則として管理技術者立会のもと実施する。

- (1) 初回(業務着手)時
- (2) 中間時(2回)
- (3) 最終(成果品納入)時

(関係官公署への手続き)

第9条 本業務に必要な関係官公署等に対する諸手続きについては、発注者、受注者協議の上、受注者において迅速に処理しなければならない。

(損害賠償)

第10条 本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 受注者は、本業務の遂行により知り得た情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の完了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 受注者は、個人情報保護条例等関係法令を遵守した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を進めなければならない。

(成果品の瑕疵)

第13条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は、発注者の指示に従い改訂等必要な処理を行わなければならない。

なお、瑕疵に対する処理経費は、受注者が負担するものとする。

(成果品の帰属)

第14条 本業務で作成した成果品及び各種データは、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

(成果品の検査・納品)

第15条 本業務の成果品について、受注者は、管理技術者立ち会いの上、発注者の検査を受けるものとする。

また、各成果品(中間成果品を含む)の検査日及び納品日については、発注者の指示に従うものとする。

なお、指摘事項がある場合は、速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

(貸与資料)

第16条 発注者は、本業務遂行の上で必要となる図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

受注者は、図書及びその他関係資料の貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。

なお、貸与資料は、その重要性を認識し、取り扱い及び保管に十分注意するものとする。

(再委託の禁止)

第17条 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(疑義)

第18条 本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方協議の上、決定するものとする。

第2章 業務概要

(業務概要)

第19条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 既存資料の収集・整理
- (3) 地域防災計画の改訂
- (4) 庁内、三重県等関係機関との調整・協議
- (5) 防災会議の開催支援
- (6) 業務報告書の作成

第3章 業務内容

(計画準備)

第20条 本業務の遂行にあたり、受注者は業務全体の作業方針を立案するとともに業務計画書を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

(既存資料の収集・整理)

第21条 受注者は、地域防災計画の改訂にあたり、以下に示す必要な資料の収集・整理を行うものとする。

- (1) 地域の現況データや過去の災害履歴に関する事項
- (2) 地域特性及び災害特性に関する事項
- (3) 南海トラフ巨大地震の被害想定(中央防災会議)に関する事項
- (4) 南海トラフ地震の志摩市での被害想定(三重県)に関する事項
- (5) 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議に関する事項
- (6) 防災基本計画(中央防災会議)の修正事項
- (7) 三重県地域防災計画の修正事項
- (8) 発注者及び関係機関の組織体制等に関する事項
 - ・市災害対策本部組織図、事務分掌
 - ・災害時の配備動員基準
 - ・防災関係機関の業務の大綱
- (9) 現行の志摩市地域防災計画、志摩市防災関連計画・各種マニュアル
- (10) 防災関係法令、各種協定等現行の市地域防災計画を基本とした地域防災計画に記載すべき事項
- (11) その他必要とする事項

(地域防災計画の改訂)

第22条 前条までの結果を踏まえ、以下のとおり志摩市地域防災計画の改訂を行う。

(1) 地域防災上の課題の検討

既存資料の収集・整理の結果を踏まえ、本市の地域特性や災害履歴、防災上の課題、現行計画の課題等について検討・整理する。

その際、南海トラフ地震等大地震に加え、土砂災害など風水害対策についての課題、近年の大規模災害(平成23年東日本大震災、平成26年広島土砂災害、平成28年熊本地震など)における課題にも留意するものとする。

(2) 改訂方針の検討

前号の課題を受け、重点的に計画を見直すべき事項を抽出・整理するとともに、現行計画策定時以降に実施された国及び三重県の関連計画の改訂事項や関連法令・通達等に留意し、計画の全体構成及び改訂方針等を検討・提示する。

(3) 計画の改訂案の作成

計画は「風水害等対策編」「地震・津波対策編」「資料編」の3編構成を基本とし、地域防災上の課題や計画改訂方針等を踏まえ、概ね次の事項を記載し、計画の改訂案としてとりまとめる。

現行の計画は、3編構成を1冊としているが、本業務では、3編それぞれを1冊とし、計3冊にまとめること。

なお、改訂案の作成にあたっては、直近の三重県地域防災計画の改訂内容に基づくことを基本とする。

ア 風水害等対策編

地域防災計画の策定目的、用語の意義、市の特性、災害の想定、業務の大綱等総則、風水害、

土砂災害等に対する災害予防計画、災害発生後の災害応急対策計画、被災者の生活支援等を中心に市及び関係機関が行うべき復旧・復興計画等について整理・改訂する。

イ 地震・津波対策編

地域防災計画の策定目的、用語の意義、市の特性、災害の想定、業務の大綱等総則、地震津波災害に対する災害予防・減災対策や事前対策、大規模地震災害特別措置法に基づく地震防災強化計画、南海トラフ地震防災対策推進計画、地震発生直後の発災後対策、被災者の生活支援等を中心に市及び関係機関が行うべき復旧・復興対策等について整理・改訂する。

ウ 資料編

防災関係組織、災害時応援協定、消防・防災施設、消防・防災設備、関係法令等について整理・改訂する。

(庁内、三重県等関係機関との調整・協議の支援)

第23条 前条第3号における改訂案を基に、庁内、三重県等関係機関との調整・協議の支援を行う。

(1) 庁内調整・協議の支援

地域防災計画改訂にあたり、庁内各部局との調整・協議は発注者が行うが、計画案に対する各課からの意見及び資料について、発注者と協議の上計画に反映させる。

(2) 三重県等関係機関への事前協議資料作成支援

三重県等関係機関への事前協議及び報告のための提出資料(計画案、必要に応じ新旧対照表など)の作成(電子データ)を行うなど、資料作成支援を行う。また、三重県等関係機関からの改訂指示事項について、発注者と協議の上計画に反映させる。

(3) パブリックコメント実施への支援

庁内調整・協議の終了した計画案について、本市が行うパブリックコメントの実施を支援し、結果を計画に反映させる。

(防災会議の開催支援)

第24条 発注者は、以下に示す段階で志摩市防災会議(2回を予定)を開催し、受注者は協議資料並びに議事要旨の作成を支援する。

なお、必要となる資料の印刷については、発注者が行うものとする。

(1) 改訂方針の検討時

(2) 計画案の作成時

(業務報告書の作成)

第25条 本業務の成果として、地域防災計画並びにその検討経緯、改訂の概要や主な内容等が分かる業務報告書を取りまとめるものとする。

第4章 成果品

(成果品)

第26条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|--|---------|
| (1) 志摩市地域防災計画 風水害等対策編 (A4版 約200頁 一色刷 無線綴製本) | 1 0 0 部 |
| (2) 志摩市地域防災計画 地震・津波対策編 (A4版 約180頁 一色刷 無線綴製本) | 1 0 0 部 |
| (3) 志摩市地域防災計画 資料編 (A4版 約200頁 一色刷 無線綴製本) | 1 0 0 部 |
| (4) 業務報告書 (A4版 一色刷 簡易製本) | 1 部 |
| (5) 上記電子データ | 1 式 |
- 電子データについては、Microsoft Word又はExcel (Microsoft Office 2007以上) での作成を基本とし、納品後、発注者が修正、加除及び印刷が可能な状態でデータを作成する。
- また、併せてPDFデータも提出すること。
- | | |
|---------------|-----|
| (6) その他関連資料 | 1 式 |
|---------------|-----|